

6 教学発第 10002 号
令和 6 年 4 月 1 日
(公 印 省 略)

保護者のみなさまへ

大田区教育委員会
学務課長 高野 恭子

令和 6 年度就学援助費受給申請に伴う特例審査申請のご案内

大田区では、一定の所得に満たない世帯を対象に、児童・生徒の保護者へ給食費や学用品の購入費など学校でかかる費用の一部を支給しています。就学援助費受給申請をされた方については、通常、前年の所得金額等の世帯合計額にて審査を行っておりますが、災害(火災を含む)、失業、傷病等により、家計が急変した方について、直近の収入状況による特例審査を実施しています。

詳細は下記のとおりとなりますので、該当される方については学務課にて手続きをお願いいたします。

記

1 対象者

- (1) 災害(火災を含む)、失業、傷病等により収入が減少したため、当年の所得見込による審査を希望する方
- (2) 令和 5 年 1 月以降に病気や事故により重度障害に該当することとなった世帯員の所得を審査に用いる世帯所得から控除することを希望する方

2 特例審査の申請期間

- 1 の(1)に該当する方は、**令和 6 年 7 月から受付**
- 1 の(2)の該当する方は、**令和 6 年 4 月から受付**

3 遡及認定(支給対象月のさかのぼり)について

就学援助は、原則として申請した月より認定(支給対象)となります。

1 の(1)の特例審査は、7 月から受付を開始しますが、4 月から 6 月に就学援助の申請(通常審査)を行い、否認もしくは審査保留となった方が、7 月から 9 月の間に特例申請により認定となった場合、当初の申請月にさかのぼって認定(支給対象)となります。

よって、遡及認定を希望する方は、必ず 4 月に「通常」申請を行ってください。

裏面へ続く

4 特例審査の申請手続き

学務課学事係に下記の書類を提出してください。

※学校では受付できませんのでご注意ください。

対象者の(1)に該当する方

(ア)令和6年度就学援助費受給申請書

(イ)特例審査申請書

(ウ)家計急変の原因を証する書類 ※1

(エ)家計急変世帯の収入申告書

(オ)1月以降の各月(6か月分以上)の収入を証する書類

(カ)前年各月(12か月分)の収入を証する書類 ※2

※1 災害・失業・傷病の理由で特例審査を申請する場合

※2 災害・失業・傷病以外の理由で特例審査を申請する場合

対象者の(2)に該当する方

(ア)令和6年度就学援助費受給申請書

(イ)特例審査申請書

(ウ)重度障害に該当することを証する書類

その他の詳細につきましては、大田区ホームページまたは下記の問合せ先にてご確認ください。

(問合せ先)
大田区教育委員会
学務課学事係
電話 5744-1429 (直通)
〒144-8623
東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア5階